

「電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の
一部を改正する法律案」について

平成 20 年 2 月
財 務 省

[法律案の概要]

国際競争力強化及び利用者利便の向上に資するため、以下の改正を行う。

(1) 関係省庁システムとの一体的運営

- 税関の輸出入手続とこれに関連する民間業務を処理している N A C C S（通関情報処理システム）と港湾関連の手続を処理している港湾 E D I を統合する。
- N A C C S センターの業務に、新たに港湾手続、入国管理手続、食品衛生手続、動植物検疫手続、貿易管理手続等、関連する他の省庁の手続に関する業務を追加し、それらを一体的に処理することができるよう措置する。

(2) N A C C S センターの民営化（特殊会社化）

- N A C C S を運営している独立行政法人通関情報処理センターを解散して新たに輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社を設立する。
- 新会社における中立、公平かつ安定的な業務運営を確保する観点から、国による一定の関与を確保するため、政府の株式保有、主務大臣による監督・検査等に関する規定整備を行う。